解体工事不適正事案に係る対策等検討会(第3回) 議事要旨

1. 日時:令和5年12月22日(金)15:00~17:00

2. 場所:福島地方環境事務所 5A • 5B 会議室

3. 出席者:

委員:

大河内 秀崇 福島県警察本部 生活安全部統括参事官 兼

生活安全企画課長

河津 賢澄 福島大学 共生システム理工学類 客員教授

川瀨 啓一 国立大学法人 日本原子力研究開発機構 福島研究開発部門

福島研究開発拠点 大熊分析・研究センター 施設安全部

部長

佐藤 彰 国土交通省 東北地方整備局 技術調整管理官

新開 文雄 弁護士法人 新開法律事務所 代表社員弁護士

環境省:

関谷 毅史 福島地方環境事務所 所長

成田 浩司 福島地方環境事務所 次長

川口 滋 福島地方環境事務所 環境再生・廃棄物対策部 部長

西川 絢子 福島地方環境事務所 環境再生・廃棄物対策部 調整官

中村 祥 福島地方環境事務所 環境再生·廃棄物対策部 環境再生課

課長

川道 俊見 福島地方環境事務所 環境再生・廃棄物対策部 環境再生課

専門官

豊島 広史 福島地方環境事務所 環境再生・廃棄物対策部

環境再生・廃棄物対策総括課 課長

中村 雄介 福島地方環境事務所 中間貯蔵部 調整官

服部 弘 福島地方環境事務所 中間貯蔵部 中間貯蔵総括課 課長

古川 哲治 福島地方環境事務所 中間貯蔵部 中間貯蔵施設浜通り事務所

調整官

4. 配布資料一覧:

【資料】

資料1 これまで御議論いただいた課題に関する対応状況等

資料1別添 これまで御議論いただいた課題に関する対応状況等(別添)(委員限り)

資料 2 過年度工事に関する調査結果について

資料3 解体工事不適正事案に係る総合的な再発防止対策の取りまとめ(案)

【参考資料】

参考資料 1 委員名簿

参考資料 2 出席者一覧

参考資料 3 検討会開催要領

5. 議事要旨:

<議題 1>これまで御議論いただいた課題に関する対応状況等

環境省から資料 1、資料 1 別添について説明。これに対する委員からの主な意見は下記の とおり。

- O 録画中に異常があった場合も設置者から環境省へ報告するようにした方がよいのではないか。
- 本検討会では、解体現場にて発生した廃棄物の盗難の再発防止対策を検討することが目的であるため、元請受注者が現場に持ち込んだ敷鉄板や、帰還困難区域外から持ち込まれた等、放射性物質汚染対処特措法(以下、特措法)の対象外となる廃棄物を本検討の対象に含めることについては検討する必要があるのではないか。
- O 発注者である環境省が特措法に基づく検査項目が網羅された記録簿の統一様式を作成した方がよい。
- O 10t ダンプには自重計が標準装備されている。現場を出る際に自重計を確認し、仮置場に到着しトラックスケールに乗る前に再度自重計を確認すれば、途中で中抜きされたか確認が出来るのではないか。4t ダンプには装備されていないことが多いが、取り付け可能な自重計もあると聞いているため、自重計の活用についても検討していただきたい。
- 元請受注者に依頼する対策が多くあるが、対策を実施する事で元請受注者の負担が 増えるため、元請受注者に対応していただけるよう予算の確保をしていただきたい。

<議題 2>過年度工事に関する調査結果について

環境省から資料2について説明。これに対する委員からの主な意見はなし。

<議題3>解体工事不適正事案に係る総合的な再発防止対策の取りまとめ(案)について環境省から、資料3について説明。これに対する委員からの主な意見は下記のとおり。

○ 金属くずの放射能濃度測定について、原子炉等規制法に基づくクリアランス基準は 参考として比較に用いたことを明記しないと、特定廃棄物が原子炉等規制法で管理 されているように捉えられてしまう可能性があるため、文言について検討していた だきたい。

- 今回の対策は現時点ではほぼ完璧と言ってよいレベルであるが、今後状況が変化することも十分考えられるため、再発防止対策の定期的な見直しや検証が必要になると思われる。今回掲げた再発防止対策で終わりとするのではなく、継続的な検証と見直しをしていただきたい。また、今後も継続的に対策の検証と見直しを実施する旨を記載した方がよい。
- 再発防止対策については、関係者が多岐にわたるため、対策の実施状況の確認をどの ように行っていくのか確認し、整理した方がよい。
- 再発防止対策の取りまとめについては全体的によく整理されている。ただ順番として、本事案が発生した原因及び対策について、元請受注者側の内容が先に記載されている。通常の解体工事においては、基本的に元請受注者に処理責任があるが、特措法の下では、発注者側と元請受注者側の処理責任があいまいであったことが本事案の背景にあることも踏まえ、発注者側の内容を先に記載した方がよいのではないか。
- 本事案は刑事事件として起訴されているところ、裁判の結果が確定すれば、新たな情報を得られる可能性があり、今後の検証に有用と思われるため、参考にしていただきたい。
- 現在の取りまとめ案の記述振りだと、本再発防止対策は、今後の工事にのみ適応されるように誤解され得る。現在の契約工事にも同様の対策を求めているところ、誤解がないよう明記した方がよい。
- 除染開始当初は不適正除染 110 番に様々な情報が寄せられた。不適正除染 110 番の情報から、本事案のような事案の発端を掴めるのではないか。避難指示区域の解除により、一般の方が出入りできる現在では、作業員の方の視点だけではなく一般の方の視点が加わっている。新たに再発防止対策を展開していくためにも、不適正除染 110番の活用を検討していただきたい。

<議題 4>その他

環境省から、現時点では第4回検討会は開催要領に基づき公開とさせていただくことを想 定していること、議事録は非公開とし、議事要旨は公開することなどについて説明。

以上